

ID: 45

担当部署: 健康福祉部 高齢者支援課

処分の概要	利用の承認		
例 規 名 根 拠 条 項	西東京市田無総合福祉センター条例 第10条		
例 規 番 号	平成13年条例第96号		
【根拠条文】 (利用の申請及び承認) 第10条 事業を利用しようとする者は、あらかじめ市長に利用の申請をし、承認を受けなければならない。 【基準】 根拠条文、第11条及び西東京市暴力団排除条例第8条の規定による。 (利用の不承認) 第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業の利用の承認をしないことができる。 (1) 秩序を乱すおそれがあるとき。 (2) その他管理運営上利用を不相当と認めたとき。 (市が設置する公の施設における措置) 第8条 市長若しくは西東京市教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者で市が設置する公の施設を管理する者をいう。)は、公の施設の使用又は利用が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなると認めるときは、当該公の施設の使用又は利用の承認(以下「承認」という。)について定める他の条例の規定にかかわらず、承認をせず、又は承認を取り消すことができる。 西東京市田無総合福祉センターの利用の特例に関する規則による。			
標準処理期間	1日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	平成 29 年 10 月 1 日